

現況届けの提出は期限内に

母子家庭などに 児童扶養手当

児童扶養手当とは、父母の離婚等で父のいない児童や両親のいない児童など、父と生計を共にしていない児童を監護・養育している方に支給されます。ただし、公的年金（例えば老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受けている方（受けすることはできるようになった方を含みます）は、この手当を受けることはできません。

なお、手当の支給は監護・養育されている児童が18歳に達した日の属する年度末（障がいのある児童は20歳）までです。

特別児童扶養手当

【該当児童】

△父母が離婚した児童△父が死亡した児童△父が政令で定める障がない状態にある児童△父が生死不明な児童△父が1年以上棄して児童△父が1年以上拘禁されている児童△母が婚姻によらないで生まれた児童△母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

◎所得制限により全部支給・一部支給・支給停止を決定します。
◎税法上の所得に加え、母または児童が児童の父から受け取る養育費を所得の範囲に含めます。

特別児童扶養手当は、対象となる児童が20歳未満で、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で監護している方または養育者に対して支給される手当です。ただし、児童が児童福祉施設などに入所している場合や障がいのため公的年金を受けている場合は該当しません。

※特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を現在受給されている方は毎年現況届けが必要です。

【現在受給されている方へ】

8月29日（土・日曜日を除く）までに現況届けを提出しなければなりません。この届けの提出が遅れたり、提出しなければ、支給が遅れることがあります。また、2年間提出しないと自動的に手当を受ける資格を失います。

【持参するもの】児童扶養手当証書・住民票（世帯全員が記載されているもの）・印鑑・養育費等に関する申告書・その他添付書類。

詳しく述べ、市児童福祉課児童福祉係（市役所1階☎32・214）まで。

特別障害者手当 障害児福祉手当

著しく重度の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい児（者）の方に、その重度の障がいによって生じる特別の負担の軽減を目的として支給される手当があります。

ただし、福祉施設等に入所している場合や3カ月以上入院しているなど、それぞれの手当の支給要件に該当しないときは支給されません。また、所得により制限もあります。

【提出期間】8月11日から9月10日（土・日曜日を除く）まで。
【持参するもの】印鑑・提出開始日までに送付する書類。

公的年金を受けている人は、年金証書および平成19年中の年金額が証明できるもの。

詳しく述べ、市介護福祉課障がい福祉係（市役所1階☎32・2279）まで。

【提出期間】8月11日から9月10日（土・日曜日を除く）まで。
【持参するもの】印鑑・提出開始日までに送付する書類。

公的年金を受けている人は、年金証書および平成19年中の年金額が証明できるもの。

詳しく述べ、市介護福祉課障がい福祉係（市役所1階☎32・2279）まで。

◆自立支援給付金事業

●母子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部（2割、上限10万円）が支給されます。

●母子家庭高等技能訓練促進費

母子家庭の母が、指定された資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合、修業期間の最後の1/3に相当する期間（上限12カ月）に訓練促進費が支給されます。

◆自立支援プログラム

●児童扶養手当受給者の自立を促進するために児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで、継続的な自立、就労支援を実施しています。

詳しく述べ、市児童福祉課児童福祉係（市役所1階☎32・214）まで。

